

特許協力条約

発信人 日本国特許庁 (国際調査機関)

REC'D 10 JUN 2004	
WIPO	PCT

出願人代理人 小池 晃	様
あて名 〒 100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目1番7号 大和生命ビル11階	

PCT
国際調査機関の見解書
(法施行規則第40条の2)
[PCT規則43の2.1]

発送日 (日.月.年)	08. 6. 2004
----------------	-------------

出願人又は代理人 の書類記号 SK04PCT00036	今後の手続きについては、下記2を参照すること。
--------------------------------	-------------------------

国際出願番号 PCT/JP2004/005030	国際出願日 (日.月.年) 07. 04. 2004	優先日 (日.月.年) 07. 05. 2003
-----------------------------	-------------------------------	-----------------------------

国際特許分類 (IPC) Int. Cl⁷ A63F13/00, A63F13/10, A63F13/12

出願人 (氏名又は名称)
ソニー株式会社

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の不備
- 第VIII欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続き
国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日 21. 05. 2004	
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 植野 孝郎 電話番号 03-3581-1101 内線 6233

第 I 欄 見解の基礎

1. この見解書は、下記に示す場合を除くほか、国際出願の言語を基礎として作成された。

- この見解書は、_____ 語による翻訳文を基礎として作成した。
それは国際調査のために提出された PCT 規則 12.3 及び 23.1(b) に関する翻訳文の言語である。

2. この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に不可欠なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

a. タイプ 配列表

配列表に関連するテーブル

b. フォーマット 書面

コンピュータ読み取り可能な形式

c. 提出時期 出願時の国際出願に含まれる

この国際出願と共にコンピュータ読み取り可能な形式により提出された

出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出された

3. さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

4. 補足意見：

第Ⅲ欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成

1. 次に関して、当該請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性又は産業上の利用可能性につき、次の理由により審査しない。

- 国際出願全体
- 請求の範囲 19

理由：

この国際出願又は請求の範囲 19 は、国際予備審査をすることを要しない次の事項を内容としている（具体的に記載すること）。

請求の範囲19は、遊戯に関する計画そのものであり、PCT第34条(4)(a)(i)及びPCT規則67.1(iii)の規定により、国際予備審査機関が予備審査をすることを要しない対象に係るものである。

明細書、請求の範囲若しくは図面（次に示す部分）又は請求の範囲 _____ の記載が、不明確であるため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。

全部の請求の範囲又は請求の範囲 _____ が、明細書による十分な裏付けを欠くため、見解を示すことができない。

請求の範囲 19 について、国際調査報告が作成されていない。

ヌクレオチド又はアミノ酸の配列表が、実施細則の附属書C（塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン）に定める基準を、次の点で満たしていない。

- | | | |
|------------------------|--------------------------|----------------|
| 書面による配列表が | <input type="checkbox"/> | 提出されていない。 |
| | <input type="checkbox"/> | 所定の基準を満たしていない。 |
| コンピュータ読み取り可能な形式による配列表が | <input type="checkbox"/> | 提出されていない。 |
| | <input type="checkbox"/> | 所定の基準を満たしていない。 |

コンピュータ読み取り可能な形式によるヌクレオチド又はアミノ酸の配列表に関連するテーブルが、実施細則の附属書Cの2に定める技術的な要件を、次の点で満たしていない。

- 提出されていない。
- 所定の技術的な要件を満たしていない。

詳細については補充欄を参照すること。

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲	1-18	有
	請求の範囲		無
進歩性 (IS)	請求の範囲		有
	請求の範囲	1-18	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求の範囲	1-18	有
	請求の範囲		無

2. 文献及び説明

文献1: JP 2002-18135 A (株式会社アトラス)
2002.01.22, 全文, 第1-20図
文献2: JP 2001-340646 A (株式会社ナムコ)
2001.12.11, 段落番号 [0027]

請求の範囲1、4、18に係る発明は、上記文献1、文献2により進歩性を有しない。

文献1には、ユーザの脈拍数、呼吸数、血圧値、発汗量、体温の変化等の身体的な変化を検出し、これをゲームに反映させる発明が記載されている。

文献2には、エントリーした複数のプレーヤを、プレーヤの血液型などの属性でチーム分けする発明が記載されている。

引用文献1に記載された発明に対し、引用文献2に記載された発明を適用することは当業者にとって容易である。

請求の範囲2、3に係る発明は、上記文献1、文献2により進歩性を有しない。

チーム分けされた結果をプレーヤに報知することは、当業者が適宜なし得る事項にすぎず、報知する手段を設ける位置は当業者が任意に決めることのできるものである。

請求の範囲5に係る発明は、上記文献1、文献2により進歩性を有しない。

文献1に記載された発明においては、ジョイスティックのグリップ部に身体的な変化を検出するセンサが設けられている。

請求の範囲6に係る発明は、上記文献1、文献2により進歩性を有しない。

文献1に記載された発明において、身体的な変化に関する情報を、一時、記憶媒体に記憶しておき、記憶媒体から読み出した情報をゲームに反映させるものとすることは、当業者が適宜なし得る事項にすぎない。

第Ⅷ欄 国際出願に対する意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求の範囲10には、「前記チーム判定手段は、前記対応指定手段で対応付けられた前記生体情報取得手段からの生体情報の、前記生体情報分析手段で分析された分析結果に応じて、前記遊戯者のそれぞれが属する ことを特徴とする請求の範囲1記載のゲーム装置」と記載されているが、分析結果に応じて何がなされるのか不明である。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V.2 欄の続き

請求の範囲 7-9, 11-14に係る発明は、上記文献 1、文献 2 により進歩性を有しない。

請求の範囲 7-9, 11-14に記載されたものは、各手段から成るゲーム装置の使用方法が記載されているにすぎず、請求項 1 に記載されたものを限定するものではない。

請求の範囲 10に係る発明は、上記文献 1、文献 2 により進歩性を有しない。

文献 1 及び文献 2 から成る発明においては、身体的な変化を検出するセンサは当然複数設けられるものであり、その際には、各プレーヤとそれぞれのプレーヤの身体的な変化に関する情報との対応に従ってチーム分けが行われるものである。

請求の範囲 15-17に係る発明は、上記文献 1、文献 2 により進歩性を有しない。

文献 1 及び文献 2 から成る発明を、複数のゲーム装置（及びサーバ装置）で通信によって行うものとするは当業者が適宜なし得る事項にすぎず、その際、チーム分けをどの装置で行うかは、当業者が任意に決めることのできるものである。